

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【会社名】	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
【英訳名】	Future Venture Capital Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金 武 偉
【本店の所在の場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
【電話番号】	075-257-2511
【事務連絡者氏名】	管理部長 塩本 洋千
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル
【電話番号】	075-257-2511
【事務連絡者氏名】	管理部長 塩本 洋千
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

会社提案

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額は26,707,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、松本 直人、塩本 洋千、藤野 宙志、宗正 浩志を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、北條明宏、小尾一介、澤井典子を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、宮田秀典を選任するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役の報酬等の額の範囲内から別枠へ変更し、年額1億1,100万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は年180,000株以内で設定するものであります。

株主提案

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、金 武 偉、金子 正裕を選任するものであります。

第8号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松本 高一、高野 寧績、片岡 晃を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	24,255	32,852	-	（注）1	否決 42.47
第2号議案 定款一部変更の件	32,779	24,331	-	（注）3	否決 57.40
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 松本 直人 塩本 洋千 藤野 宙志 宗正 浩志	21,325 21,179 21,125 20,635	35,785 35,931 35,985 36,475	- - - -	（注）2	否決 37.34 否決 37.08 否決 36.99 否決 36.13
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 北條 明宏 小尾 一介 澤井 典子	21,118 21,318 21,075	35,992 35,792 36,035	- - -	（注）2	否決 36.98 否決 37.33 否決 36.90
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 宮田 秀典	21,113	35,997	-	（注）2	否決 36.97
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件	20,457	36,653	-	（注）1	否決 35.82
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 金 武 偉 金子 正裕	38,899 39,111	18,219 18,007	- -	（注）2	可決 68.10 可決 68.47
第8号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 松本 高一 高野 寧績 片岡 晃	38,817 38,911 39,044	18,290 18,196 18,063	- - -	（注）2	可決 67.97 可決 68.14 可決 68.37

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

4. 出席議決権数は、議決権行使書又はインターネットによる本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数(株主総会終了時点までに出席した全ての株主の議決権の数)の合計であります。

5. 賛成割合の計算方法は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

以 上